



しもつま

市議会だより

第182号 平成22年5月10日発行

発行/下妻市議会 発行責任者/議長 谷田部久男 編集/議会だより運営委員会
〒304-8501 下妻市本城町2-22 電話(0296)43-2111(代) 内線1112・1113

今月号のあんない

定例会	2
一般会計予算の内訳	3
一般質問	4~8
意見書	9~10
市議会活動等に関する調査特別委員会	11
議会用語	11
請願・陳情の審議結果	12
議会日誌	12



桜と常総線

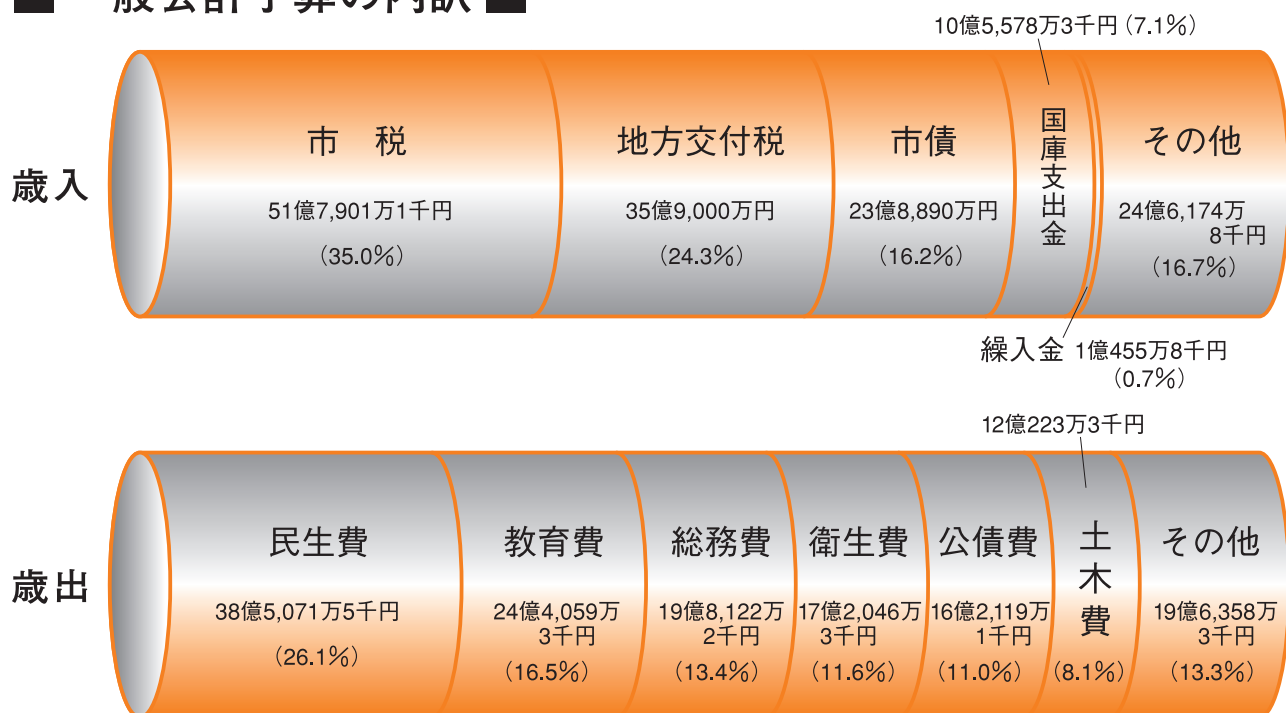
こんなことが決まりました

平成22年 第1回定例会		
議案番号	件名	結果
議案第2号	下妻市特別職の職員で常勤のもの及び教育長の給与の特例に関する条例及び下妻市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正	原案可決
議案第3号	下妻市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正	原案可決
議案第4号	下妻市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正	原案可決
議案第5号	下妻市義務教育施設整備事業基金条例の一部改正	原案可決
議案第6号	下妻市医療福祉費支給に関する条例の一部改正	原案可決
議案第7号	下妻市緑地公園の設置及び管理に関する条例を廃止する等の条例の制定	原案可決
議案第8号	損害賠償の額を定めること	原案可決
議案第9号	損害賠償の額を定めること	原案可決
議案第10号	市道路線の認定	原案可決
議案第11号	市道路線の廃止	原案可決
議案第12号	平成21年度下妻市一般会計補正予算(第7号)	原案可決
議案第13号	平成21年度下妻市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第14号	平成21年度下妻市老人保健特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第15号	平成21年度下妻市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第16号	平成21年度下妻市介護保険特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第17号	平成21年度下妻市下水道事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第18号	平成21年度下妻都市計画事業下妻東部第一土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第19号	平成22年度下妻市一般会計予算	原案可決
議案第20号	平成22年度下妻市国民健康保険特別会計予算	原案可決
議案第21号	平成22年度下妻市老人保健特別会計予算	原案可決
議案第22号	平成22年度下妻市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
議案第23号	平成22年度下妻市介護保険特別会計予算	原案可決
議案第24号	平成22年度下妻市介護サービス事業特別会計予算	原案可決
議案第25号	平成22年度下妻市下水道事業特別会計予算	原案可決
議案第26号	平成22年度下妻都市計画事業下妻東部第一土地区画整理事業特別会計予算	原案可決
議案第27号	平成22年度下妻市砂沼サンビーチ特別会計予算	原案可決
議案第28号	平成22年度下妻市水道事業会計予算	原案可決
議案第29号	平成21年度下妻市一般会計補正予算(第8号)	原案可決
議案第30号	平成22年度下妻市一般会計補正予算(第1号)	原案可決
議員提出議案等		
議員提出議案第1号	下妻市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正	原案可決
意見書第1号	核兵器の廃絶を求める意見書	原案可決
意見書第2号	改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書	原案可決

平成二十二年 第一回定例会

平成22年第一回定例会は、2月24日から3月11日までの16日間わたって開かれました。この定例会では、市長提出議案29件、議員提出議案1件、また、今定例会に提出された請願1件、閉会中の継続審査となっておりました請願1件、計2件がそれぞれ採択されました。採択されたことにより、議員提出の意見書2件が提案され、審議の結果、原案のとおり可決されました。

■ 一般会計予算の内訳 ■



= 平成22年度 各 会 計 予 算 =

会 計 別	本 年 度	前 年 度	割 合
一 般 会 計	147億8,000万円	142億1,500万円	57.07%
国 民 健 康 保 険	56億7,700万円	54億5,900万円	21.92%
老 人 保 健	290万円	2,360万円	0.01%
後 期 高 齢 者 医 療	3億4,800万円	3億2,700万円	1.34%
介 護 保 険	26億700万円	25億6,000万円	10.07%
介 護 サ ー ビ ス 事 業	730万円	870万円	0.03%
下 水 道 事 業	6億8,750万円	10億円	2.65%
下妻東部第一土地区画整理事業	7,000万円	7,000万円	0.27%
砂 沼 サ ン ビ ー チ	1億2,600万円	1億2,330万円	0.49%
水 道 事 業	15億9,399万3千円	18億7,726万3千円	6.15%
合 計	258億9,969万3千円	256億6,386万3千円	100.00%

平成二十二年第一回定例会

一般質問



今定例会では、6名の議員から市政各般についての一般質問が展開されました。要旨は、次のとおりです。

一般質問者の氏名・項目は次のとおりです。

(通告順)

4 中山 勝美 議員

- 1 安心して老後を暮らせる社会について
- 2 地域が主導する食・農システムの構想について

1 平井 誠 議員

- 1 水道料金の引下げを求めて
- 2 子供たちに安心安全な環境を

5 山中 祐子 議員

- 1 救急体制について
- 2 農業施策について
- 3 ペットの飼い主のモラルについて

2 斯波 元気 議員

- 1 砂沼サンビーチ存続の是非について
- 2 行政の法令遵守

6 小竹 薫 議員

- 1 第5次総合計画の進展は？

3 笠島 道子 議員

- 1 生活苦が生み出す多重債務行政はどのように係わるのか
- 2 国民健康保険「無保険」の「高校生」救済を

水道料金の引下げを求めて

平井 誠 議員

質問

(1)県西広域水道は、毎年大幅な赤字であり、利益を上げている。基本料金値下げは可能と考えるが、伺いたい。

(2)県との契約水量を見直し、県水費の節減については、下妻市における平成19年度の給水実績は、1日当たり1万28立方メートルであり、水道用地下水は1日当たり1万3310立方メートルであるから、県から買っている1日当たり4800立方メートルを計算上買う必要はないと考えるが、伺いたい。

(3)ハツ場ダムや湯西川ダムの建設が中止になれば県負担金が戻り、平成22年度以降の県負担金は16

答弁

(1)県西広域水道用水供給事業の経営状況は、ここ数年大きく改善さ

れてきていることから、昨年7月1日に日本水道協会茨城県支部県西ブロックを構成する13市町の首長連名で、県知事・県企業局長に対し、県西広域水道料金見直しについての要望を行ったところである。その後、県企業局から料金改定に対する考え方が示され、基本料金については、累積欠損金が平成19年度で解消し、企業債や水源機構割賦負担金の繰上償還等により資本比が軽減したため、4月1日から基本料金を1立方メートル当たり100円の値下げを実施していきたいとのことである。こうした料金改定により、本市では新年度の県水受水費を600万円

削減できる見込みであり、下妻市水道事業会計の安定経営のためにも、必要に応じ料金見直しの要望をしていきたいと考えている。

(2)本市の水道源は旧下妻地区で6カ所、旧千代川地区で2カ所の井戸から地下水を日量6050立方メートル採取し、市内全域に配水しているが、現在の取水能力や地下水位を考えると、これ以上の



値下げが望まれる水道料金

採取は難しく、県西広域水道用水の契約水量として、4800立方メートルの供給を受けている。

地下水を採取するには、茨城県地下水採取の適正化に関する条例により、3年ごとに県知事の許可が必要となり、許可を受けるには地下水の節水・使用合理化に努めるとともに、県西広域水道用水の有効活用を図らなければならないことや自然水位と運転水位の差が10メートル以内になるような適正採取に努めることになっている。

こうしたことから、契約水量は現状を維持していくことが適正であると考えている。

(3) 国の直轄事業として、関係県が応分の負担のもと、事業が進められてきた。茨城県では、本体分を含む負担金13億円が計上されるようであり、湯西川ダムについては、見直し事業に含まれていないと聞いているので、建設は継続されるものと考えている。なお、ダム建設中止に伴う市への影響については、今後、県企業局に確認していきたい。

砂沼サンビーチ存続の是非について

ス波元氣 議員

質問

渡後3年を超えて砂沼サンビーチを運営して

いく可能性は全くないのか。

② 議会付託意見を受け、県へ跡地利用の要望書を提出済みと思うが、その要望書の内容と、要望書に対するの回答はどのようなものだったのか。

③ 平成23年度以降の公園部分の指定管理者については、当市が指定を受ける見込みはあるのか。

(2) ① 平成21年度のサンビーチ特別会計の収支状況は、どのようなものか。

② サンビーチの価値を考えると、には、地元の福利厚生、地域活性化に当該施設がどれだけ貢献しているか、その視点をきちんと踏まえ評価する必要があると考えるが、執行部の見解は。

③ 事故のリスク、解体費用のリスク、大規模修繕費用のリスクについて執行部の考えは。

(3) ① 市民意見聴取の手段として設置されているサンビーチ運営委員会に公募枠を設けることを提案するが、執行部の考えは。

② 広く市民の意見を聴取する意味で、説明会やワークショップの開催を提案するが、執行部の考えは。

(4) ① 売上増を検討すると、アルコール販売に踏み切ることを提案するが、執行部の考えは。

② 各地の公民館等で子育て広場事業が行われているが、利用の日時が限定されている。砂沼サンビーチ管理棟に常設の子育て広場会場を設け、当市の子育て行政の拠点とすることを提案するが、執行部の考えは。

答弁

(1) ① 砂沼サンビーチの管理運営の方針としては、県開発公社から

下妻市が管理運営を継承するに当たり、30年を経過する施設の老朽化を考慮し、平成21年度より3年を目標として下妻市が管理運営を行うが、条件として県開発公社負担において3年程度持続可能な修繕を行う。ただし、この間に大規模修繕の発生等も含め、市の判断により3年未満であっても廃止する場がある、としている。



砂沼サンビーチ

ていきたい。

(2) ① 平成21年度の決算額は、約1800万円の黒字となる見込みである。しかし、県開発公社において3年分の前倒し修繕として約6000万円の諸工事を実施したが、この前倒し修繕をしない場合、年平均2000万円の支出が伴うことから、これらを算入すると約200万円の赤字が見込まれる。

そのほか、今年度は、消費税の課税対象の年に当たらないため、消費税の申告が必要ないことやサンビーチ特別会計の中に市の一般職員の人件費が計上されていないことなども勘案した場合、実質黒字とは言い切れないところもある。

また、下妻中学校のプール施設故障に伴い、水泳授業に有効活用できたことなど、特別会計の数字にあらわしがたい広い意味でのメリットもある。しかし、それらの収支について試算し数値化することは困難であるが、その波及効果は大きなものがあると認識している。

② 福利厚生、雇用創出、広告塔としてのメリットであるが、市民をはじめ、広域的範囲で憩いの場としての役割を果たし、福利厚生に寄与できたことや、一定期間であ

るが雇用の創出につながることも、下妻市の顔として対外的にアピールする役割を担うなど、そのメリットは多岐にわたるものと考えている。

③昭和54年のオープン当初から茨城県開発公社が実施してきたプールを管理運営する上で必要となる各種点検業務を継承し、法定点検業務や施設の運転管理、保守点検業務を行いながら、監視員の適正な配置により、プール施設での事故や事件の未然防止に努めている。万が一の事故に備え、事故発生時の賠償責任保険として全国市長会市民総合賠償補償保険に加入し、1名当たり1億円の補償、建物損害保険として全国市有物件災害共済会に加入し、8億円を担保している。撤去費用については、茨城県開発公社と下妻市で締結した無償譲渡契約書において、サンビーチ終了時に全額県開発公社の負担により施設の撤去を行うことが明記されている。平成16年に調査した県開発公社の資料によると、大規模修繕には、6億6000万円の工事が必要となることが試算されている。その後、5年以上経過しており、現時点での経費につい

ては、施設の老朽化調査等を実施しない限り明確に答えることはできないが、多額の経費がかかることが予想される。

(3) ①砂沼サンビーチ運営委員会は、広く市民の意見を取り入れながら運営できるよう、民間企業や有識者を交えた組織であり、当面は、現行の委員構成により継続していく考えである。

②今後の長期的な下妻市の将来を見据えたサンビーチの跡地利用等については、地域住民が活用しやすい施設とするためにも、市民の意見を聞く機会が必要であると考えており、その際には、説明会やワークショップの開催等は、有効な手法と認識しており、検討していきたい。

(4) ①アルコール販売については、これまでも検討を積み重ねた結果、サンビーチは、子供から大人まで利用する遊泳施設であり、けが防止や未成年の飲酒防止、トラブルの原因となる恐れ、飲酒運転防止等の観点から事故のない安全な施設運営を第一に考え、飲酒を禁止している。理解願いたい。

②砂沼サンビーチ管理棟は、各種

教室やイベントの開催などに利用いただいている。しかし、常設の子育て支援拠点とすることは、不特定多数の利用者が施設の利用を制限されることなどもあり、許可することは難しいと考える。

国民健康保険「無保険」の「高校生」救済を
笠島道子 議員

2009年4月から国民健康保険の滞納で無保険に陥った義務教育以下の子を救済する改正国民健康保険法が施行された。資格証明書世帯の中学生以下の子供たちは、6カ月の短期被保険者証が発行されるのに対し、努力しながら分納をしている短期保険証世帯の中学生以下の子供たちは対象外とされ、1カ月や3カ月の短期被保険者証しか発行されないままであった。

今年2月には、国会に医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案が提出されている。国民健康保険の資格証明書世帯に属する高校生以下の子供については、6

カ月有効の短期被保険者証を交付する。1カ月と3カ月の国民健康保険の短期被保険者証を交付されている世帯に属する高校生以下の子供については、6カ月以上有効の短期被保険者証を交付するとなっている。この改正はいつから有効になるのか伺いたい。

(1) 下妻市で対象となる無保険の高校生はどのくらいいるのか把握しているか。

(2) 国の決定を待たずに先駆けて高校生以下の子供の短期被保険者証を発行して、救済ができるようにならないものか伺いたい。

答弁

資格証明書交付世帯に属する高校生世帯は、3世帯4人である。

(2) 平成21年4月の国民健康保険法の改正により、資格証明書交付世帯に属する中学生以下の被保険者に対しては、6カ月の短期被保険者証を交付することとなった。その後、18歳未満の高校生世帯に対しても、年齢を引き上げての交付が検討され、今国会において国民健康保険の改正案の審議がされているところである。

また、短期被保険者証の交付世



帯に属する18歳未満の被保険者に対しても、資格証明書交付世帯との整合性を図ることから、6カ月以上の短期被保険者証を交付する改正案が合わせて審議をされている。いずれも今国会に上程されている改正案の成立後、法律に基づいた短期被保険者証の交付をしていきたいと考えている。

質問

安心して老後を暮らせる社会について
中山勝美 議員

(1) 少子高齢化社会において、すべてを公助でやることは無理がある。自助を基本に共助も取り入れ、

地域の資源や活力を生かし、自助、共助、公助の調和した地域で支える協働型福祉社会の構築に取り組み必要があると思うが、市当局としてはどのように考えているか。

(2) 富山県では高齢者、障がい者、子供が一つの施設で一緒にサービースが受けられる小規模多機能施設が開設され、高齢者にとって子供たちと会って一緒に遊ぶことが心身面の最大のリハビリになると好評である。当局においては、将来こうした場を開設することを考えているのか。

(3) 介護現場で働く従事者への給与のアップなど、処遇改善について、市当局としてはどのように考えているか。

答弁

(1) 少子高齢化が急速に進む中、高齢福祉施策では、予防、ひとり暮らし、寝たきり・認知という3つのキーワードを掲げて対策を実施し、予防については地域社会とのつながりを大事にしながら、健康保持を図っていただくため、老人クラブ活動の援助、健康づくりや各種体操、ふれあい交流会や福祉タクシーの助成などを実施している。ひとり暮らしについては、



処遇改善が必要とされる介護職員

愛の定期便やお弁当配布、ひとり暮らし高齢者緊急通報システムなど地域での見守り体制を整えてきている。寝たきり・認知の高齢者に対しては、在宅で介護している家族に、介護用品購入補助や介護慰労金の支給などの助成を行っている。市としては、今後とも高齢者が住みなれた地域で自立して生活していけるよう、さらには介護を必要とする場合には、誰もが必要に応じて必要な介護が受けられるよう、各種施策の展開をしていきたいと考えている。

(2) 富山県では国の構造改革特区の申請を行い、許可を受け富山市の民間事業者が初めて開設したと

聞いている。この小規模多機能施設では、赤ちゃんからお年寄りまで、障がいのあるなしにかかわらず、誰でも利用できるデイサービス施設で、現在県内においては、このような施設はなく、市としても詳しい内容がわからない状況であり、今後研究していきたいと考えている。

(3) 昨今の高齢化の進展に伴い、介護ニーズが増大する中、介護サービスの提供を担う介護人材を確保することは大変重要な課題となっている。厚生労働省によると介護従事者は離職率が高く、人材確保が難しい状況であり、他産業の賃金と比べ賃金水準が低い処遇に置かれていることが問題の要因であると指摘されている。国では介護従事者の処遇改善のため、緊急特別対策として平成21年度の介護報酬改定により3%アップし、改善を図ってきている。

政府の経済危機対策により、平成21年10月から24年3月まで月額1万5000円の賃上げ分に相当する助成金を交付する。介護職員処遇改善交付金制度が創設され、他の業種との賃金格差をさらに縮め、介護職場がなお一層安定した

雇用の場となるよう、介護従事者の処遇改善に取り組む事業者に対し助成が行われるようになった。介護職員の処遇改善交付金の申請状況については、平成22年1月末現在で市内の事業所からの申請は21事業所、78%である。未申請事業者に対しては、県においても交付金の申請を促しているが、市においても周知をしていきたいと考えている。

救急体制について

山中祐子 議員

質問

茨城県でも本年7月からドクターヘリが配備され、医療設備の整

ったヘリにドクターを中心とする医療チームが乗り込み、ヘリコプターの中ですぐに医療行為が行え、緊急の場合の搬送を飛躍的に変えていくことができるかと大変期待している。7月からは県外との共同利用も開始されると聞いたが、ドクターヘリは山間地等の近くに救急病院のないところでの利用とのイメージがあるが、実際はどうか。また、ヘリコプターは年間

100日程度の整備が必要と聞いた。整備で動けないとき等、今までの救急体制とドクターヘリが導入されてからの下妻市の救急体制の違いについて、発着場所を含めて具体的に、また防災ヘリとは用途が違うが、相互の連携はとられるのか伺いたい。

答弁

茨城県が平成22年度から導入するドクターヘリについては、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法の趣旨に基づき、昨年9月24日に茨城県と国立病院機構水戸医療センター及び水戸済生会総合病院との間で、ドクターヘリの基地病院と



求められる救急体制の整備

すること、今後の体制整備等に関し協定が締結されたところである。現在基地病院では、この協定をもとに必要な施設整備や体制整備、運用方法の検討及びフライトドクター、フライトナースの研修など平成22年7月の運航開始に向けて準備を進めている。ドクターヘリの運用方法の詳細な計画については、茨城県、警察、消防、医療機関などで構成する検討委員会、本年3月を目途に検討している。県外との共同利用については、現在稲敷地域、鹿行地域において、千葉県のドクターヘリを共同利用して県内の救急救命センターに搬送している。平成22年度中には栃木県のドクターヘリの利用についても話し合いを進めていく。

ドクターヘリについては、ヘリ自体が茨城県と委託契約した民間の運航会社所有であり、365日、常時1機が待機することになり、防災ヘリのように整備中は運航しないというのではない。

県西地区・下妻市の具体的な救急体制の改善については、水戸から下妻まで10分から15分で到着し、機内には最新の医療機器も装備されており、救急専門の医師と看護

師が搭乗した専用ヘリで重症患者等の救命率の向上や後遺障害の軽減に大きな期待がある。現在下妻市内には、救急車からドクターヘリに患者を移すランデブーポイントが10カ所選定されている。今後検討委員会より出されている運用方法に基づきドクターヘリを活用していきたいと考えている。

第5次総合計画の進展は？

小竹 薫 議員

質問

(1)総合計画とは新市の一体性の確立や市民協働のまちづくりをはじめ、長期的計画の指針となるものであるが、2年経過しようとしている今、政策の進展はどのようなものか伺いたい。

(2)国においても、政権交代に伴い、周辺の環境整備もかなり進んだ八ッ場ダムが建設中止となった。この八ッ場ダム建設中止というのは、下妻市に置きかえると東部中学校の建設中止と同じと言っは言い過ぎか。継続性のあるまちづくりのためにも、2期8年、小倉

市政の総括と、次期市長に託す思いを聞きたい。

答弁

(1)第5次下妻市総合計画については、平成20年度からの10カ年の計画であり、「輝く自然、あふれるやさしさ、活力みなぎるまちしもつま」、副題として「人がいきいきかがやくまち」を市が目指す将来像として掲げ、新市の一体性の確立や地域の均衡ある発展を実現するための新市建設計画をもとに策定したもので、現在はその基本構想に基づくさまざまな施策を展開しているところである。

第5次総合計画に基づくまちづくりが開始され、約2年が経過したが、各施策とも目標に向かって順調に進行しているものと思っている。特に市民と協働のまちづくりに関しては、重要な施策の一つであり、先日開催された下妻青年会議所などの主催による市民協働のまちづくり勉強会に、各まちづくり団体の皆さんとともに、多くの職員が参加するなど積極的に取り組んでいるところである。

む地域住民が進んでまちづくりに参加し、自らの地域は自らの手でのいう住民自治の強化につながる、住民主体の取り組みが協働のまちづくりの根幹となり、地域の活性化につながるものと期待している。

今後も現在の取り組みを継続するとともに、新たな施策については、市民と力を合わせ協働のまちづくりを進めていきたいと考えている。

(2)第5次総合計画では、将来像を早期に実現していくために、各分野における総合的かつ重点的に取り組む施策を選択し、横断的に関連付け、計画全体を誘導して相乗的な効果を発揮させることを目的として「リーディングプロジェクト」を設定している。

校建設事業や各学校施設の耐震工事事業等、次に人と自然が共生するまちを目指すための市民と協働による花いっぱいの魅力あるまちづくりの推進、また、交流連携の軸となる交通ネットワークの拡充を図るための都市計画道路南原平川戸線の道路改良事業の実施、そして市民が安心して就業できる環境の整ったにぎわいと活力のあるまちづくりを目指して、優良企業の誘致や工業団地造成施策など、これまで特に力を入れてきた事業であり、重点施策を中心に今後継続性を保ちながら、まちづくりを進めていただきたいと願っている。



第5次総合計画

意見書

核兵器の廃絶を求める意見書

ノーモア・ヒロシマ、ノーモア・ナガサキ、ノーモア・ヒバクシャ。この訴えは、核兵器廃絶と恒久平和を願う私たち被爆国民の心からの叫びです。

しかし、核兵器は未だに世界に約2万1千発も存在し、核兵器の脅威から、今なお人類は解放されていません。2000年の核拡散防止条約（NPT）再検討会議では、全面的な核兵器廃絶を約束したはずが、2005年の同会議では合意がなされず、核軍縮はもとより核不拡散体制そのものが危機的状況に直面しています。米国をはじめロシア、英国、フランス、中国の核保有五カ国に加え、NPT未加盟のインド、パキスタン、イスラエルの核兵器保有、核兵器開発に繋がるウランを濃縮・拡大するイラン、核実験を行った北朝鮮の動向などは、核不拡散体制を大きく揺るがしています。

このような状況の中、本年5月に開かれる核拡散防止条約（NPT）再検討会議は、核兵器廃絶の道筋を決める重要な会議となります。前回（2005年）の再検討会議の失敗は許されず、「包括的核実験禁止条約（CTBT）」の早期発効をはじめ、「兵器用核分裂物質生産禁止条約（FMCT）」（カットオフ条約）の交渉開始など重要課題の合意形成が求められています。政府に対しても、国是である非核三原則の堅持とともに、地域の平和と安全のため、「北東アジア非核兵器地帯条約」の実現に向け、粘り強く取り組むことを期待しています。

広島、長崎の市長を先頭とする平和市長会議も、2020年に核兵器の全廃をめざす「2020ビジョン」の実現に向けて取り組みを開始しています。

よって、核兵器廃絶と恒久平和をめざし、以下の事項を実現するよう強く要請いたします。

1. 2010年NPT再検討会議で、2000年合意を再確認し、核兵器廃絶の道筋を合意すること。
2. 2020年までに世界中のあらゆる核兵器の廃絶を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年3月11日

下妻市議会

（提出先）

衆議院議長 横路孝弘 殿

参議院議長 江田五月 殿

内閣総理大臣 鳩山由紀夫 殿

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書

経済・生活苦での自殺者が年間7,000人に達し、自己破産者も18万人を超え、多重債務者が200万人を超えるなどの深刻な多重債務問題を解決するため、2006年12月に改正貸金業法が成立し、出資法の上限金利の引下げ、収入の3分の1を超える過剰貸付契約の禁止（総量規制）などを含む同法が完全施行される予定であります。

改正貸金業法成立後、政府は多重債務者対策本部を設置し、同本部は①多重債務相談窓口の拡充、②セーフティネット貸付の充実、③ヤミ金融の撲滅、④金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定しました。そして、官民が連携して多重債務対策に取り組んできた結果、多重債務者が大幅に減少し、2008年の自己破産者数も13万人を下回るなど、着実にその成果を上げつつあります。

他方、一部には、消費者金融の成約率が低下しており、借りたい人が借りられなくなっています。特に昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、資金調達が制限された中小企業者の倒産が増加しているなどを殊更に強調して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調があります。

しかしながら、1990年代における山一証券、北海道拓殖銀行の破綻などに象徴されるいわゆるバブル崩壊後の経済危機の際は、貸金業者に対する不十分な規制の下に商工ローンや消費者金融が大幅に貸付を伸ばし、その結果、1998年には自殺者が3万人を超え、自己破産者も10万人を突破するなど多重債務問題が深刻化しました。

改正貸金業法の完全施行の先延ばし、金利規制などの貸金業者に対する規制の緩和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず許されるべきではありません。今、多重債務者のために必要とされる施策は、相談体制の拡充、セーフティネット貸付の充実及びヤミ金融の撲滅などであります。

そこで、今後設置される消費者庁の所管ないし共管となる地方消費者行政の充実及び多重債務問題が喫緊の課題であることも踏まえ、国に対し、以下の施策を求めます。

- 1 改正貸金業法を早期に完全施行すること。
- 2 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の充実を支援すること。
- 3 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。
- 4 ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年3月11日

下妻市議会

(提出先)

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	江田五月殿
内閣総理大臣	鳩山由紀夫殿
総務大臣	原口一博殿
厚生労働大臣	長妻昭殿
国家公安委員会委員長	中井洽殿
内閣府特命担当大臣(金融) 多重債務者対策本部長	亀井静香殿
内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)	福島瑞穂殿



下妻市議会活動等に関する調査特別委員会委員及び議長

下妻市議会活動等に関する調査特別委員会

議会用語

【定例会】

毎年3月、6月、9月、12月の年4回開かれる会議をいいます。

【臨時会】

定例会以外に必要な場合、臨時に開かれる会議をいいます。

【議案】

議会の議決を要する案件をいいます。議案は、市長から提案されるものと議員から提出されるものがあります。条例の制定・改正・廃止・予算を定めること、決算を認定すること、人事に同意することのほか、意見書・決議などがあります。

【一般会計】

民生費、土木費、教育費など、行政を運営するうえで、最も基本的な行政活動上の歳入・歳出を扱う会計のことです。

【特別会計】

特定の収入を使って特定の事業を行う場合に、経理を明確にするため、一般会計と分けて経理する会計をいいます。下妻市では、国民健康保険、介護保険、水道事業など9特別会計を設けています。

【請願】

市政に関する事項などについての意見や要望を、議会に対して提出することです。請願は議員の紹介が必要です。

【陳情】

請願と同様に市政に関する事項などについての意見や要望を、議会に対して提出することです。請願と違い紹介議員は必要ありません。

【可決】

議決結果の一つで、採決のとき全会一致または賛成多数により、その議案に対し「可」として意思決定することです。その反対が「否決」です。

【採択・不採択】

請願、陳情の内容について、願

原部議員辞職

去る1月31日、原部司氏が議員を辞職されました。

原部氏は、平成15年12月に初当選し、副議長、総務委員会副委員長、文教厚生委員会副委員長などの要職に就き活躍しました。

優れた識見と卓越した政治手腕を遺憾なく発揮され、地方自治の発展に大きく貢献されました。



原部 司議員

新議員紹介



中山政博議員

厳しい財政状況の中、難しい問題も山積しておりますが、下妻市の健全な発展のために専心努力する所存でありますので、よろしくご指導、ご鞭撻の程お願い申し上げます。

請願・陳情の審議結果

件名	提出者住所氏名	付託常任委員会	結果
核兵器廃絶を求める請願書	水戸市梅香2-1-39 日本労働組合総連合会茨城県連合会 会長 児島 強 水戸市大工町3-4-24 茨城平和擁護県民会議 会長 川口 玉留 水戸市梅香2-1-39 核兵器禁止平和建設茨城県民会議 議長 高野 政夫	総務委員会	採択
改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を政府等に提出することを求める請願	水戸市梅香2-1-39 (社)茨城県労働者福祉協議会 会長 児島 強	産業経済委員会	採択

3日 予算特別委員会
2日 予算特別委員会
1日 予算特別委員会

◆ 3月

26日 建設委員会
産業経済委員会
文教厚生委員会

25日 総務委員会
24日 本会議 議案上程、説明
24日 本会議 議案質疑

24日 会定例会
22日 議会運営委員会
24日 3月11日 第1回下妻市議

18日 広域行政圏市議会協議会総
16日 産業経済委員会
16日 全員協議会

◆ 2月

5日 茨城県市議会議長会議員研
修会



27日 調査特別委員会
28日 関東市議会議長会定例

27日 下妻市議会活動等に関する

20日 第2回議会だより運営委員

16日 茨城県市議会議長会定例会

13日 茨城県西市議会議長会定例

7日 茨城県西市議会議長会事務

7日 茨城県市議会議長会事務局

◆ 4月

26日 茨城県西市議会議長会事務

11日 本会議 委員長報告、質疑

8日 本会議 一般質問

5日 本会議 一般質問

4日 予算特別委員会

4日 議会運営委員会



この春、入学や就職など新たなスタートを切られた皆様にも、慣れない環境でいろいろと苦労が多いとは思いますが、周囲の評価のみを気にせず、信念に従って、自分のやるべきことに全力で取り組んでいただきたいと思います。

「行蔵は我に存す、毀譽は他人の主張、我に与らず、我に關せずと存じ候。」(海舟語録)
これは、幕臣だった勝海舟が後に明治政府にも仕えたことから、福沢諭吉に「変節者」と攻撃され、反論を求められた際の一節ですが、彼の坂本龍馬から「日本第一の人物」と称され、江戸無血開城など天下の難局に当たった勝ならではの言葉と言えるでしょう。
行蔵、すなわち自分の出処進退は、自分が決めることであり、他人が何と批評しようとかかわりなしいと言いつつ勝の姿には、「その人が何を考えて何を成したか、良くも悪くも、最後はすべて自分自身に返ってくる。」という人生観とともに、「我が人生に悔いを残すな」という強い思いが感じられます。

市議会を傍聴してみませんか

● 次の定例会は、6月8日から6月17日までの10日間の予定です。なお、一般質問は6月14日、15日の2日間の予定です。(上記日程は変更する場合があります。)

平成22年 第1回(3月)定例会の傍聴者は3人でした。

※問合せ先: 下妻市議会事務局 0296-43-2111 内線1112・1113

下妻市役所のホームページからも「市議会だより」がご覧いただけます。

また、「定例会・臨時会会議録」もご覧いただけます。

(下妻市役所ホームページ) <http://www.city.shimotsuma.lg.jp/>